

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成28年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

雇用保険法の一部改正により、同法の失業等給付に準じている失業者の退職手当について、給付内容等を変更するため、改正するものであります。

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項各号列記以外の部分中「、その者が退職の際従事していた事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「同法第37条の4第3項前段」を「同法第37条の4第3項」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際従事していた事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する者
同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第12条第14項前段中「規定は、」の次に「第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第4項又は第5項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、その退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第6項又は第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 退職職員（退職した秦野市職員の退職手当に関する条例第1条に規定する職員（同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際従事していた事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当する

ものにつき、この条例による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第4項又は第5項の勤続期間を計算する場合における秦野市職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

- 3 新条例第12条第10項（第6号に係る部分に限り、同条第14項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為（その行為について、この条例による改正前の秦野市職員の退職手当に関する条例（以下第5項において「旧条例」という。）第12条第10項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合におけるその行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に同条第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第12条第4項から第7項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第12条第14項において準用する同条第10項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する秦野市職員の退職手当に関する条例第12条第10項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第12条第4項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第12条第4項から第7項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する秦野市職員の退職手当に関する条例第12条第10項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例

による。